日本DPO協会第4回個人情報保護セミナー「グローバルな越境移転規制対応について ~欧州・英国の移転影響評価の実務~」

2022年10月19日(水)15:00~16:00

あいさつ「越境移転規制の歴史と潮流」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長)

個人情報保護セミナーについて

- 2020年・2021年改正個人情報保護法―2022年4月1日施行(地方関係は2023年4月1日)
- ・これまでは、①例会では主として改正個人情報保護法、②専門研究部会セミナーでは主として顧問の先生方の専門領域の問題を取り上げてきた。
- ・ これからは、①と②を統合して個人情報保護セミナーとし、個人情報保護の問題を多面的に取り上げる予定である。
- 要望・意見等をお寄せください。

第4回個人情報保護セミナー

- ・グローバルな越境移転規制対応について ~欧州·英国の移転影響評価の実務~
- •講師:石川智也先生
- 西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

越境移転規制の歴史と潮流

- 1970年代、スウェーデン、デンマークで、個人データの国外における処理・蓄積は、事前にデータ保護機関の許可を必要とされるようになった。
- ・このような保護主義に対して、情報の自由な流通(free flow of data)を主張したのは、米国であった。
- OECDプライバシーガイドラインの説明覚書(1980)
- •「この10年間, OECDの加盟国において特筆すべき事項は, プライバシー保護のための立法化が進展したことであった。プライバシー保護法は, それぞれの国で異なった形態を採っており, 現在でもなお多くの国で, それぞれ立法化が検討されつつある。これらの法律における不一致は, 諸国間の情報の自由な流通に障害を創設するかもしれない。このような情報の流通は, 近年, 大いに増加しており, コンピュータ及び通信に関する新技術の導入に伴ない, 今後も増大し続けるものと考えられる。

越境移転規制の歴史と潮流

- OECDにおいては、ここ数年間、この分野に積極的な活動を行ってきたが、種々異なった内容をもつ国内法の問題点を提起することを決定し、1978年、専門家グループに対し、各国の国内法の調和を推進するために、個人データ及びプライバシーの保護と国際流通を規制する基本的ルールに関するガイドラインを作成するよう指示した。専門家グループは現在、その作業を完了している。」
- ・(行政管理庁行政管理局監修「改訂 世界のプライバシー法」(ぎょうせい、1982年)から)

OECDプライバシー・ガイドライン(1980年)

- 経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Development, OECD)
- 1980年プライバシー・ガイドライン(OECD Privacy Guidelines)、 すなわち、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」(Recommendation of the Council concerning Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data)(1980年9月 23日採択)【2013年7月11日に改正ガイドライン採択】

OECDプライバシーガイドライン (1980年9月23日採択)①

- •理事会は、
- 1960年12月14日のOECD条約第1(c)、3(a)及び5(b)の各項に留意し、
- 加盟国は、国内法及び国内政策の相違にもかかわらず、フライバシーと個人の自由を保護し、かつプライバシーと情報の自由な流通という基本的ではあるが競合する価値を調和させることに共通の利害を有すること、
- •個人データの自動処理及び国際流通は、国家間の関係に新しい形態を作り上げるとともに、相互に矛盾しない規則と運用の開発を要請すること、

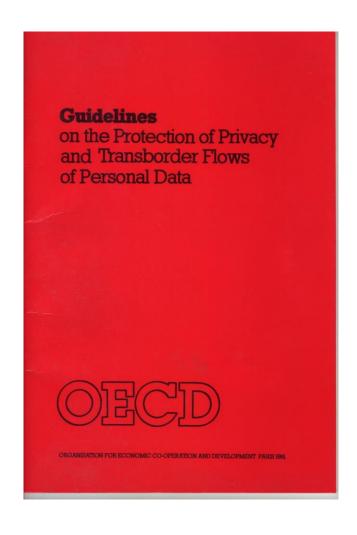
1980年OECDプライバシーガイドライン②

- ・個人データの国際流通は経済及び社会の発展に貢献すること、
- ・プライバシー保護と個人データの国際流通に係わる国内法は、そのような国際流通を妨げる恐れがあること、を認識し、
- ・加盟国間の情報の自由な流通を促進すること及び加盟国間の経済 的社会的関係の発展に対する不当な障害の創設を回避することを 決意し、
- 次のとおり勧告する。
- 1. 加盟国は、本勧告の主要部分である勧告附属文書のガイドラインに掲げているプライバシーと個人の自由の保護に係わる原則を、その国内法の中で考慮すること。
- 2. 加盟国は、プライバシー保護の名目で、個人データの国際流通に対する不当な障害を除去、又は、そのような障害の創設を回避することに努めること。

1980年OECDプライバシーガイドライン③

- 3. 加盟国は、勧告付属文書に掲げられているガイドラインの履行について協力すること。
- 4. 加盟国は、このガイドラインを適用するために、特別の協議・協力の手続きについてできるだけすみやかに同意すること。
- •以下、勧告附属文書(Annex)
- 5部構成で、第2部 国内適用における基本原則(PART TWO. BASIC PRINCIPLES OF NATIONAL APPLICATION)に、有名な8原則が出ている。
- 第3部 国際的適用における基本原則一自由な流通と合法的制限(PART THREE. BASIC PRINCIPLES OF INTERNATIONAL APPLICATION: FREE FLOW AND LEGITIMATE RESTRICTIONS)
- ・ 堀部政男・新保史生・野村至『OECDプライバシーガイドライン:30年の進化と未来』 (JIPDEC、2014年)221頁以下。【OECD1980年プライバシーガイドラインの日本語訳 は、行政管理庁行政管理局監修「改訂世界のプライバシー法」(ぎょうせい、1982年)を 使わせていただいている。】

1980年OECDプライバシー・ガイドラインを 収めた当時の冊子



 OECD Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data (23 September 1980)

OECD1980年プライバシー・ ガイドライン〈目的〉

~競合する価値の調和~

情報の自由な流れ (Free Flow of Information) の確保

プライバシー保護 (Protection of Privacy)

OECDプライバシー8原則

1. 収集制限の原則

(Collection Limitation Principle)

2. データ内容の原則

(Data Quality Principle)

3.目的明確化の原則

(Purpose Specification Principle)

4. 利用制限の原則

(Use Limitation Principle)

5. 安全保護の原則

(Security Safeguards Principle)

6. 公開の原則

(Openness Principle)

7. 個人参加の原則

(Individual Participation Principle)

8. 責任の原則

(Accountability Principle)

GDPR第45条の十分性認定基準①

- ・ 以下の邦訳は、GDPR仮日本語訳(PPC HP掲載)による。
- ・ 第45条 十分性認定に基づく移転
- (Article 45 Transfers on the basis of an adequacy decision)
- 1. 第三国、第三国内の地域又は一若しくは複数の特定の部門、又は、国際機関が十分なデータ 保護の水準を確保していると欧州委員会が決定した場合、当該第三国又は国際機関への個人 データの移転を行うことができる。その移転は、いかなる個別の許可も要しない。
- 2. 保護水準の十分性を評価する場合、欧州委員会は、とりわけ、以下の要素を考慮に入れる:
 (a) 法の支配、人権及び基本的自由の尊重、公共の安全、国防、国家安全保障及び犯罪法を含め、一般的又は分野別の関連立法、及び、公的機関による個人データへのアクセス、並びに、そのような立法の実装、他の第三国又は国際機関への個人データの再移転に関する規定であって、当該第三国又は国際機関が遵守する法令を含め、データ保護規則、職業上の準則及び保護措置、判例法、並びに、効果的で執行可能なデータ主体の権利、その個人データが移転されつつあるデータ主体のための行政上及び司法上の救済;
 - (b) 適切な執行権限を含め、データ保護法令の遵守を確保し、かつ、執行することに関し、データ主体がその権利を行使する際に支援し助言することに関し、及び、加盟国の監督機関と協力することに関して責任を負う第三国内の、又は、国際機関が服する1若しくは複数の独立の監督機関が存在し、かつ、それが効果的に機能していること:並びに、
 - (c)当該第三国若しくは国際機関が加入している国際的な取決め。特に、個人データ保護に関する法的拘束力のある条約若しくは法律文書から生ずるそれ以外の義務、並びに、多国間システム又は領域システムへの参加から生ずる義務。

GDPR第45条の十分性認定基準②

- 3. 欧州委員会は、保護のレベルの十分性を評価した後、実装行為により、第三国、第三国内の地域又は1若しくは複数の特定の部門又は国際機関が、本条第2項の趣旨における十分なレベルのデータ保護を確保している旨を決定することができる。その実装行為は、少なくとも4年毎の定期的な見直しの仕組みを定め、その見直しは、その第三国又は国際機関の関係する全ての進展を考慮に入れるものとする。その実装行為は、その領域上及び部門上の適用範囲を特定し、かつ、適用可能なときは、本条第2項(b)に定める監督機関を明らかにしなければならない。この実装行為は、第93条第2項に定める審議手続に従って採択されなければならない。
- 4.欧州委員会は、有効である基準に基づき、本条第3項により採択された決定 及び指令95/46/ECの第25条第6項に基づいて採択された決定が機能すること に対して影響を及ぼしうる第三国内及び国際機関内の進展を監視しなければ ならない。
- •【第5項~第9項割愛】

Adequacy decisions

- The European Commission has so far recognised <u>Andorra</u>, <u>Argentina</u>, <u>Canada</u> (commercial organisations), <u>Faroe Islands</u>, <u>Guernsey</u>, <u>Israel</u>, <u>Isle of</u> <u>Man</u>, <u>Japan</u>, <u>Jersey</u>, <u>New Zealand</u>, <u>Republic of</u> <u>Korea</u>, <u>Switzerland</u>, the United Kingdom under the <u>GDPR</u> and the <u>LED</u>, and <u>Uruguay</u> as providing adequate protection.
- https://ec.europa.eu/info/law/law-topic/dataprotection/international-dimension-data-protection/adequacydecisions_en accessed 15 Oct. 2022
- LED Law Enforcement Directive

- Executive Order On Enhancing Safeguards For United States Signals Intelligence Activities (OCTOBER 07, 2022)
- https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2022/10/07/executive-order-on-enhancing-safeguards-for-united-states-signals-intelligence-activities/

- U.S.-UK Joint Statement: New Comprehensive Dialogue on Technology and Data and Progress on Data Adequacy (OCTOBER 07, 2022)
- https://www.commerce.gov/news/press-releases/2022/10/us-uk-joint-statement-new-comprehensive-dialogue-technology-and-data

•

44th Global Privacy Assembly 2022

- Wednesday, 26 October
- 13:30-13:50
- Keynote 5: Convergence of Data Protection Regulations on Cross— Border Data Transfers, Ulrich Kelber, Federal Commissioner for Data Protection and Freedom of Information (BfDI), Germany
- 13:50-15:00
- Panel 6: Efficiency of Mechanisms Developed for Cross-Border Data Transfers
- Moderator
- Wojciech Wiewiorowski, European Data Protection Supervisor, EDPS

44th Global Privacy Assembly 2022

Panelists

- Eduardo Bertoni, The Representative of the Regional Office for South America, Inter American Institute of Human Rights
- Patricia Aduesi Poku, Executive Director, Ghana Data Protection Commission
- Peter A. Winn, Acting Chief Privacy and Civil Liberties Officer (CPCLO), the United States Department of Justice
- Ralf Sauer, Deputy Head, International Data Flows and Protection Unit, European Commission
- Yuji Asai, Commissioner, Personal Information Protection Commission (PPC), Japan